

「袋体処理機」事件（特許取消決定取消請求事件）	
事件の表示	令和5年（行ケ）第10092号 判決日：令和6年5月9日 知的財産高等裁判所 第1部
判決	審決維持（原告請求棄却）
参照条文	特許法第29条の2
キーワード	拡大先願

以下、二重下線等の強調は筆者による。

また、必要に応じて注釈を挿入している。注釈部分には「筆者注：」と記載している。

1. 事案の概要

本事案は、特許第7105571号の特許権者が、本件特許に係る異議申立（一部異議2022-701191）における取消決定を不服とした審決取消訴訟事件である。争点は、拡大先願（特許法第29条の2）である。

2. 経緯

令和4年7月14日 設定登録

令和4年12月1日 特許異議申立

令和5年4月7日 取消理由通知（請求項1、5）

令和5年7月18日 異議決定（請求項1、5）

3. 本件発明及び先願発明

（1）本件発明

本件発明（本件請求項1に記載の発明）を以下に示す。赤太字部は、本件発明と先願発明（後述）との相違点である。以下、順番に、第1の赤太字部を相違点1、第2の赤太字部を相違点2と呼ぶ。

【請求項1】

水平面上に無端状の移送経路を定めるレール部材と、前記レール部材に保持され且つ前記移送経路に沿って移動可能な複数の保持部材とを有し、前記保持部材が袋又はスパウトを把持しつつ前記移送経路に沿って移送される移送装置と、

前記保持部材に前記袋又は前記スパウトを渡す供給装置と、

前記移送経路上に配置され、前記供給装置よりも前記袋又は前記スパウトの移送方向で下流側に位置し、袋体処理領域に順次移送されてくる前記袋、前記スパウト又は前記供給装置から前記スパウトが前記保持部材に渡された後、前記スパウトに袋が結合されたスパ

ウト付きの袋に対し袋体処理を繰り返し行う少なくとも2つの袋体処理装置と、を備え、
前記レール部材には、前記移送経路に沿って並んだ複数の電磁石が設けられるとともに、前記保持部材には永久磁石が設けられ、前記保持部材はそれぞれリニアモータ駆動により移送され、**前記電磁石に供給される電流に応じて移送速度を調節される**ようになっており、
前記袋体処理装置には、第1袋体処理装置と、前記第1袋体処理装置よりも前記移送方向において下流側に配置される第2袋体処理装置とが含まれ、前記保持部材は、前記第1袋体処理装置の袋体処理後の前記袋、前記スパウト又は前記スパウト付きの袋を、前記第1袋体処理装置の袋体処理領域から前記第2袋体処理装置の袋体処理領域まで移送し、
前記第1袋体処理装置の袋体処理1回当たりの単位処理時間は、前記第2袋体処理装置の袋体処理1回当たりの単位処理時間と異なるとともに、前記第1袋体処理装置の1回の袋体処理における前記袋、前記スパウト又は前記スパウト付きの袋の処理個数は、前記第2袋体処理装置の1回の袋体処理における前記袋、前記スパウト又は前記スパウト付きの袋の処理個数と異なっており、
前記第1袋体処理装置及び前記第2袋体処理装置のうちの単位処理時間が長い方の装置の単位処理時間において単位処理時間が短い方の装置が袋体処理する前記袋、前記スパウト又は前記スパウト付きの袋の処理個数が、単位処理時間が長い方の装置の1回の袋体処理における前記袋、前記スパウト又は前記スパウト付きの袋の処理個数と同一となり、且つ、前記第2袋体処理装置が袋体処理を行っている間に、前記第2袋体処理装置の1回の袋体処理における前記袋、前記スパウト又は前記スパウト付きの袋の処理個数以上の前記第1袋体処理装置による袋体処理済みの前記袋、前記スパウト又は前記スパウト付きの袋が**前記第2袋体処理装置の上流側にストックされる**ように、前記第1袋体処理装置及び前記第2袋体処理装置を制御するとともに、前記移送装置によって前記保持部材の移送状態を制御する、袋体処理機。

(2) 先願発明（異議申立の審議における特許庁の認定）

「水平面上に無端状の循環経路をなすガイドレール13と、前記ガイドレール13に沿って走行する、グリッパ15を備える複数の搬送体11とを有し、前記搬送体11のグリッパ15が袋状の容器70を把持しつつ移動されるリニア搬送部10と、

前記搬送体11に袋状の容器70を受け渡す供給装置Sと、

前記ガイドレール13による前記循環経路上に備えられる、前記供給装置Sよりも袋状の容器70の走行方向で下流側に位置し、第一充填領域18A、第二充填領域18B及び第三充填領域18C並びに密閉領域19Aに順に間欠的に搬送される袋状の容器70に対し充填及び熱融着による閉口を行う、充填ノズル31、本体34、供給タンク32及び供給管33を備える充填部30並びに容器密閉部40と、を備え、

前記ガイドレール13には、前記循環経路に沿って電磁コイル14が設けられるとともに、前記搬送体11には永久磁石12が設けられ、前記搬送体11はそれぞれリニアモータ

タにより搬送され、制御部 60 の指示により **移動と停止が制御される**ようになっており、

前記充填部 30 と、前記充填部 30 よりも搬送方向において下流側に配置される前記容器密閉部 40 とを備え、前記搬送体 11 は、前記充填部 30 の充填後の袋状の容器 70 を、前記充填部 30 の第一充填領域 18 A、第二充填領域 18 B 及び第三充填領域 18 C から前記容器密閉部 40 の密閉領域 19 A まで搬送し、前記充填部 30 の充填 1 回当たりの時間 T2 は、前記容器密閉部 40 の閉口 1 回当たりの時間 T1 よりも長いとともに、前記充填部 30 の 1 回の充填における前記袋状の容器 70 の充填個数は 2 つの袋状の容器 70 A、70 B を 1 グループ G として 2 グループである一方で、前記容器密閉部 40 の 1 回の閉口における前記袋状の容器 70 の閉口個数は 1 グループであり、閉口 1 回当たりの時間 T1 よりも長い、充填 1 回当たりの時間 T2 において前記容器密閉部 40 が閉口する前記袋状の容器 70 の閉口個数が、前記充填部 30 の 1 回の充填における袋状の容器 70 の充填個数と同じであり、前記容器密閉部 40 が閉口を行っている間に、前記容器密閉部 40 の 1 回の閉口における袋状の容器 70 の閉口個数以上の前記充填部 30 による充填済みの袋状の容器 70 が **前記容器密閉部 40 の上流側の第三充填領域 18 C に搬送される**ように、前記充填部 30 及び前記容器密閉部 40 を制御するとともに、前記リニア搬送部 10 によって搬送体 11 の走行及び停止を制御する、充填システム 1。」

(3) 特許庁の判断

相違点 1 及び 2 とともに、実質的な相違点でないと判断された。詳細については、審決取消訴訟における裁判所の判断を後述するため割愛する。

4. 審決取消訴訟の内容

(1) 原告の主張 (抜粋)

「……

2 相違点 1 に係る同一性判断の誤り

先願明細書の [図 1]、[図 2] の (e) によると、先願発明における容器等の搬送速度は、目標速度に到達するための加速に伴う速度変化が想定されてはいるが、同一工程の中では一定であることが想定されている。

これに対し、本件発明 1 は、「機器全体の簡素化または小型化、あるいは袋体処理装置の数を抑制しながら、効率的に袋詰め製品を生産することができる袋体処理機を提供することを目的とする」ところ (【0013】)、その課題解決手段として、袋、スパウト又はスパウト付きの袋 (以下「袋等」ということがある。) を把持する保持部材の移送速度を任意に調節できる構成を採用した。

これにより、例えば装置間の移送速度を高め、下流に位置する装置が処理完了後直ちに次の処理に移行できるように袋等をストックさせて「効率的に袋詰め製品を生産する」ことや、逆に速度を低くし、袋体処理に時間のかかる装置の袋等に対する追従距離を短くす

るなどして「機器全体の簡素化または小型化、あるいは袋体処理装置の数を抑制」することが可能となる（【0063】～【0066】）。

このように、相違点1は、本件発明1の課題解決原理の根幹をなす構成に関する相違点であるから、これを課題解決の具体化手段にすぎないとして実質的な相違点でないとした本件決定は誤りである。

3 相違点2に係る同一性判断の誤り

……

ここで、本件発明1の上記課題及びその解決手段や、本件明細書の記載、とりわけ「下流側の装置が袋体処理を行っている間に、下流側の装置の1回の袋体処理における袋の処理個数以上の上流側の装置による袋体処理済みの袋100が下流側の装置の上流側にストックされる関係が成り立つように、各袋体処理装置を制御する」（【0058】）、「液体充填装置25が充填処理を終了するまでの間に液体充填装置25の上流側に6個の袋100がストックされると、液体充填装置25は充填処理を完了した後、直ちに次の充填処理を行うことができる」（【0063】）等の記載に照らすと、本件発明1における「ストックされる」とは、単に処理が終了した状態を指すのではなく、「下流側の第2袋体処理装置がすぐに処理に移行できるような状態に置かれる」ことを意味すると解すべきである。

これに対し、先願明細書の〔図1〕、〔図2〕の（e）によると、そもそも先願発明は、処理時間が短い方の装置が同長い方の装置よりも下流にある構成に限定されている上、処理時間が短い方の装置である容器密閉部40の上流にある容器70（G2）は、容器密閉部40が1回目の処理を行っている間には、単に停止しているのみであって、容器密閉部40がすぐに処理に移行できるような状態に置かれるという動作は生じていない。

したがって、先願発明には、本件発明1の「ストックされる」との構成を有しておらず、この相違点（相違点2）は、本件発明1の課題解決に影響する構成の差異であるから、これを実質的な相違点ではないとした本件決定は誤りである。」

（2）被告の反論（抜粋）

「……

2 相違点1に係る同一性判断の誤りとの点について

本件決定は、先願明細書の〔0028〕、〔0030〕の記載等に基づき、先願発明の構成を「電磁コイル…が設けられて…移動と停止が制御される」と認定し、これを本件発明1との一応の相違点とした。

ここで、先願明細書には、「搬送部は、複数の容器のそれぞれの搬送速度を独立して制御することが好ましい。」（〔0010〕）、「搬送体11を搬送する手段としてリニア搬送部10を採用するので、間欠搬送と連続搬送が混在する搬送を実現するとともに、間欠搬送と連続搬送の搬送速度を任意に設定できる。…上流領域17及び下流領域19においては、…搬送速度V1で間欠搬送されるが、…製品液Lを充填している間は、…搬送速度V1よ

りも遅い搬送速度V2で連続搬送される。」（〔0061〕）との記載があるから、先願発明においても、電磁石に相当する「電磁コイル14」に供給される電流に応じて移送速度が調整されることが明らかである。

したがって、相違点1は実質的な相違点ではなく、本件決定の判断に誤りはない。

3 相違点2に係る同一性判断の誤りとの点について

先願明細書の〔図1〕及び〔図2〕によると、充填工程を終えたグループG1及びG2の各容器70のうち、グループG1の容器70に対して密封（密閉）工程が行われている間に、グループG2の容器70は、同密封（密閉）工程に係る領域（密閉領域19A）の上流にある「第三充填領域18C」において停止している（〔図2〕の（e）参照）。

ここで、「ストック」には「貯めておくこと」という意味があるから、上記のとおり第三充填領域18Cにおいて停止しているグループG2の容器70は、密閉領域19Aの上流側に「ストック」されているといえる。

したがって、相違点2は実質的な相違点ではなく、本件決定の判断に誤りはない。」

（3）裁判所の判断（抜粋）

「……

3 相違点1に係る同一性について

……

（2）検討

先願明細書の〔0061〕には「充填システム1は、搬送体11を搬送する手段としてリニア搬送部10を採用するので、間欠搬送と連続搬送が混在する搬送を実現するとともに、間欠搬送と連続搬送の搬送速度を任意に設定できる。」との記載があるから、電磁コイル14を電磁石として使用し、これに供給される電流に応じて移送速度を調節することは、先願発明において当然の前提になっているものと認められる。

したがって、相違点1は実質的な相違点とはいえない。

（3）原告の主張について

原告は、先願発明においては、同一工程内では一定の移送速度が想定されているのに対し、本件各発明ではこれを任意に調節できるところ、装置間での速度を上下させる等の方法により、本件各発明の課題である生産の効率化、機器の簡素化等を実現できるのであるから、相違点1は、課題解決原理の根幹をなす構成に係るものであって、これを実質的な相違点でないとした本件決定は誤りであると主張する。

しかし、本件各発明に係る特許請求の範囲（請求項1、5）の記載は、単に「前記保持部材はそれぞれリニアモータ駆動により移送され、前記電磁石に供給される電流に応じて移送速度を調節されるようになっており」とあるのみで、この記載に、原告が主張するような、装置間での速度を上下させることによる生産の効率化、機器の簡素化等の技術思想を読み込むことは困難である。原告の主張は採用することができない。

4 相違点2に係る同一性について

(1) 相違点2

相違点2は、「前記第2袋体処理装置が袋体処理を行っている間に、前記第2袋体処理装置の1回の袋体処理における前記袋の処理個数以上の前記第1袋体処理装置による袋体処理済みの前記袋が前記第2袋体処理装置の上流側に移送される」こ20とについて、本件発明1は、第2袋体処理装置の上流側にストックされるのに対し、先願発明は、容器密閉部40の上流側の第三充填領域18Cに搬送される点。」である。(本件発明5と先願発明との相違点2も同様である。)

(2) 検討

本件各発明における「ストック」の意義について、「ストックという語が一般に「貯めておくこと。」の意義を有すること(広辞苑第六版)に加え、本件明細書に「液体充填装置25が6個の袋100に内容物を充填する間に、袋開口装置24が3回の処理を繰り返して6個の袋100の開口処理を行う。これにより、液体充填装置25が充填処理を終了するまでの間に、液体充填装置25の上流側に開口処理済みの6個の袋100がストックされることになる。」(【0062】)、「以上のように、液体充填装置25が充填処理を終了するまでの間に液体充填装置25の上流側に6個の袋100がストックされると、液体充填装置25は充填処理を完了した後、直ちに次の充填処理を行うことができる。」(【0063】)等の記載があることに照らすと、「(下流側に位置する袋体処理装置が、先行する処理を終了した直後に次の処理に着手できるように、次の処理の対象となる袋等を当該袋体処理装置の上流側に) 待機させておくこと」と解するのが相当である。

そして、先願明細書の【0052】には「第三充填領域18Cを通過したグループG1は、密閉領域19Aに搬送される…。グループG2は、グループG1が密閉領域19Aに搬送されたのに伴い、第三充填領域18Cに搬送される…。第三充填領域18Cにおいて、グループG2には、製品液Lが充填されない」との記載があるから、先願発明では、グループG1が密閉領域19Aに搬送されて容器密閉部40による密封工程が行われている間、グループG2は、容器密閉部40の上流側に位置する第三充填領域18Cに、何らの処理を受けることなく待機しており、グループG1に対する密封工程が終了した直後に、直ちにグループG2に対する密封工程に移ることが可能となっているといえる。

したがって、相違点2は実質的な相違点とはいえない。

(3) 原告の主張について

原告は、①先願発明は処理時間が短い方の装置が同長い方の装置よりも下流にある構成に限定されている、②容器密閉部40の上流にあるグループG2の容器70は、容器密閉部40による1回目の処理(グループG1に対する処理)の実行中は単に停止しているのみであり、容器密閉部40がすぐに処理に移行できるような状態に置かれるという動作は生じていないなどと主張する。

しかし、①について、確かに先願発明では、処理時間が長い装置が上流、短い装置が下

流という構成となっているが、本件発明1に係る特許請求の範囲の記載は、先願発明と同一の、処理時間が長い装置が上流、短い装置が下流という構成も含まれる選択的な記載となっているから、本件発明1は、先願発明と同一の構成を含むものである（本件発明5は、正に処理時間が長い装置が上流、短い装置が下流の構成であり、これが先願発明と同一であることは明白である。）。②について、本件各発明における「ストックされる」の意義を、第2袋体処理装置が袋体処理を行っている時間中に、次の処理を待つ袋等が上流側で停止している場合を除くものと解釈することは、特許請求の範囲の記載の字義解釈としても、本件明細書の記載（とりわけ【0062】、【0063】）を斟酌したとしても困難であり、本件明細書の記載に基づかないものといわざるを得ない。原告の主張はいずれも採用することができない。」

5. コメント

特許法第29条の2について、「実質同一」の具体的な判断が行われた判例である。本件発明と先願発明との間の相違点が「課題解決のための具体化手段における微差」であるか否かが論点に含まれており、進歩性の判断にかなり近い判断が行われていることをあらためて認識した。

なお、一部の外国出願（中国やEP等）では、本願と先願とで出願人同一又は発明者同一であっても、先願が引例となる。一方で、これらの国では、本願発明と先願発明との間に一応の相違点があれば反論が受け入れられる傾向にある。すなわち、実質的に新規性の判断と同様の判断がなされる印象が強い。日本と外国との制度の違いを引き続き意識したい。

以上